

平成 27 年 5 月 26 日

総社市議会議長 剣 持 堅 吾 様

官製談合再発防止調査特別委員会
委員長 大 熊 公 平

官製談合再発防止調査特別委員会調査報告書

本委員会に付託された事件について調査を行ったところ、その結果は以下のとおりでありましたので、報告します。

記

1 調査の趣旨

官製談合防止法違反により複数の本市職員が逮捕起訴され、本市行政に対する信頼が極めて損なわれる事態となっている。このため、本市議会においても、本市の入札制度（契約事務）や職員のコンプライアンスの現状等について、こうした事案の再発を防止するため調査するもの

2 委員会の設置

(1) 官製談合再発防止調査特別委員会

① 設置議決

平成 26 年 1 月 27 日開催の本会議

② 委員会の定数

22 名

③ 委員長，副委員長，委員の選任

委員長 大熊 公平 副委員長 西森 頼夫

委員 委員長及び副委員長を除く 20 名

(2) 官製談合再発防止調査に関する小委員会

① 設置議決

平成 26 年 1 月 27 日開催の官製談合再発防止調査特別委員会

② 委員会の定数

8 名

③ 委員長，副委員長，委員の選任

委員長	笠原 武士	副委員長	加藤 保博
委員	小西 義巳	委員	難波 正吾
委員	小西 利一	委員	村木 理英
委員	頓宮 美津子	委員	山口 久子

3 調査事件

官製談合再発防止のための調査

4 事件概要

平成 25 年 11 月 18 日、総社市が発注した建設工事に絡み官製談合防止法違反の疑いで本市土木課主幹、競争入札妨害の容疑で当事者の市内建設業者社長が逮捕された。

容疑は、設計価格を業者に漏らし、入札を妨害したというものであり、同年 12 月 9 日に起訴された。

同年 12 月 12 日には、本市建設部長が別の建設工事に絡み同じ容疑で逮捕され、同年 12 月 27 日には起訴されるという前代見聞の事態となった。

この事態や市民の声を受けて市議会内では、地方自治法第 100 条に基づく百条委員会を立ち上げてはという声もあった。しかし、すでに警察の捜査が入っていることから、百条委員会はなじまないが、議会の行政監視という立場に鑑み、再発防止策等を調査する特別委員会立ち上げの声が高まった。

平成 26 年 1 月 14 日開催の議会運営委員会で協議の結果、再発防止を目的とした、官製談合再発防止調査特別委員会（以下「特別委員会」という。）の設置を確認し、特別委員会の設置を付議事件として、議会運営委員会所属の議員 8 名により、片岡聡一市長に臨時会の招集を請求した。

その後、同年 1 月 16 日には、建設部長が再逮捕され、合わせて本市の土木課嘱託職員（市職員 0B）が官製談合防止法違反の容疑で、また、関係者らが競争入札妨害の容疑で逮捕されるという事態にまで発展した。

臨時市議会は、同年 1 月 27 日に開催され、複数の市職員が逮捕、起訴され本市行政に対する信頼が極めて損なわれていることから、今回のような事件の再発を防止するため、入札制度（契約事務）や職員のコンプライアンスの現状等について調査する、議員 22 名で構成する特別委員会の設置を決議した。

直ちに、本会議閉会後に特別委員会を開催し、正副委員長の互選と 8 名の委員で構成する、官製談合再発防止調査に関する小委員会（以下「小委員会」という。）を設置し、調査を小委員会に付託した。特別委員会閉会後、小委員会も開催され、正副委員長が互選され、特別委員会での調査の体制ができた。

同年 2 月 7 日、第 2 回の小委員会で事件の経過や市が実施した対策等の調査を開始したのを皮切りに、同年 3 月 14 日まで、様々な観点での再発防止の調査を行いまとめ、同年 2 月定例市議会最終日に特別委員会委員長が調査の中間報告を行った。そして、同定例市議

会において、今回の一連の事件を受けて、片岡聡一市長に対する問責決議を全会一致で可決した。特別委員会は引き続き調査を行い、元職員の犯行に対する検察の捜査や起訴の際の情報を可能な範囲で収集し、公判手続きの傍聴を経て、その後公判記録を閲覧するなどの調査を実施した。

一方、同年2月4日には、土木課主幹と建設部長等の初公判が開かれ、3被告が起訴内容を認める中、同年3月3日には、建設部長が入札情報を漏えいする見返りとして業者から飲食の接待を受けたとして加重収賄、収賄等の容疑で書類送検され、同年3月10日に追起訴された。

同年4月16日には土木課主幹に懲役1年6月（執行猶予3年）の判決、同年7月11日には土木課嘱託職員に懲役1年10月（執行猶予3年）の判決、同年7月23日には建設部長に懲役2年6月（執行猶予4年）と追徴金9万1,287円の判決が言い渡された。

なお、同年3月25日に市から土木課主幹と建設部長に対しては懲戒免職の処分がなされ、土木課嘱託職員に対しては解雇の処分がなされた。

5 委員会の開催状況

日 程	事 項	調査事項等
平成26年1月27日(月)	第1回特別委員会	1) 正副委員長の選出等
平成26年1月27日(月)	第1回小委員会	1) 正副委員長の選出等
平成26年2月7日(金)	第2回小委員会	1) 官製談合防止法違反事件の経過について 2) 再発防止のために当局が実施した対策、今後の対策について 3) 契約事務・入札制度について ・契約の形態（一般・指名競争入札、随意契約について） ・入札参加資格認定、指名選定・審査、起工から指名競争入札執行、契約、工事検査までの事務手続について
平成26年2月13日(木)	第3回小委員会	1) 契約事務（随意契約を含む。）に係る本市の条例、規則、要綱、規程、要領等について ・総社市建設業者等指名及び資格審査に関する事務処理規程における「組織」、「審査事項」、「会議」等について ・総社市競争入札参加資格及び審査等に関する要領における「競争入札に参加する者の資格審査」、「建設工事の発注基準等」等について

		<p>2) 設計価格・予定価格・最低制限価格の設定方法, 事務決裁の手續について</p> <p>3) 設計価格・予定価格の(事前・事後)公表の現状と経過</p> <p>4) 電子入札について(システムの仕組, 事務手續等)</p>
平成 26 年 2 月 21 日(金)	第 4 回小委員会	<p>1) 入札・随意契約の状況</p> <p>2) 「福笑」の平成 25 年度経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書</p> <p>3) 市内業者で土木一式工事に係る業者名と総合評定値の一覧(平成 25 年度)</p> <p>4) 「福笑」関連一般土木工事(土木・舗装)の入札における最低制限価格と応札金額が一致した工事名及び所管課(平成 23 年度以降)</p> <p>5) 入札に係る担当者の配置(勤続年数等の人事管理状況)</p> <p>6) 指名停止等のペナルティの基準と適用状況</p> <p>7) 入札等の事務に係る制度等</p>
平成 26 年 2 月 27 日(木)	第 5 回小委員会	<p>1) コンプライアンスに関する市の規程等の内容と実態(該当案件の内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総社市不当要求行為等対策規程 ・総社市職員公益通報規程 ・総社市外部公益通報に関する要綱 等 <p>2) コンプライアンス徹底のための職員研修の状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員研修計画での位置づけ ・平成 20 年度以降の研修の実績 ・事件発生以降実施した研修等の内容別出席者数 ・研修出席者の感想, フォローアップ, 今後の予定 等
平成 26 年 2 月 28 日(金)	第 2 回特別委員会	<p>1) 官製談合再発防止調査に関する小委員会調査報告</p> <p>2) 特別委員会の今後の日程等について</p>
平成 26 年 3 月 3 日(月)	第 6 回小委員会	<p>1) コンプライアンスの徹底について</p>

		2) 職員逮捕後，当局が実施した入札に関する職員聞き取り結果について
平成 26 年 3 月 14 日 (金)	第 7 回小委員会	1) 入札制度，コンプライアンスの徹底等について 2) 官製談合再発防止調査特別委員会への報告について
平成 26 年 3 月 19 日 (水)	第 3 回特別委員会	1) 官製談合再発防止調査に関する小委員会調査報告 2) 特別委員会の調査報告について 3) 特別委員会の調査等について
平成 26 年 6 月 20 日 (金)	第 4 回特別委員会	1) 官製談合防止法等違反事件に係る公判傍聴について 2) 官製談合再発防止調査特別委員会が官製談合再発防止のため提言した八つの施策に対する当局の取組及び進捗状況について 3) 官製談合再発防止調査特別委員会の今後の調査等について
平成 26 年 11 月 17 日 (月)	第 8 回小委員会	1) 官製談合防止法等違反事件に係る検察庁保管記録の閲覧について 2) 官製談合再発防止調査特別委員会の官製談合再発防止のための八つの提言等に対する具体的な対応について
平成 27 年 5 月 18 日 (月)	第 9 回小委員会	1) 官製談合再発防止調査特別委員会の官製談合再発防止のための八つの提言等に対する具体的な対応について 2) 官製談合再発防止調査特別委員会への報告について
平成 27 年 5 月 26 日 (火)	第 5 回特別委員会	1) 官製談合再発防止調査に関する小委員会調査報告について 2) 官製談合再発防止調査特別委員会調査報告について

6 委員派遣

日 程	場 所	目 的	派遣委員
平成 26 年 4 月 21 日 (月)	岡山地方 裁判所	公判傍聴（元建設部長，元土木課嘱託職員 ほか本件関係被告人 2 名）	笠原 武士

平成 26 年 5 月 16 日(金)	岡山地方 裁判所	公判傍聴（元土木課嘱託職員，本件関係被 告人 2 名）	笠原 武士
平成 26 年 5 月 27 日(火)	岡山地方 裁判所	公判傍聴（元建設部長）	笠原 武士
平成 26 年 5 月 28 日(水)	岡山地方 裁判所	公判傍聴（本件関係被告人 1 名）	笠原 武士
平成 26 年 10 月 23 日(木)	岡山地方 検察庁	証拠等関係カードの閲覧	笠原 武士
平成 26 年 11 月 13 日(木)	岡山地方 検察庁	保管記録の閲覧	笠原 武士

7 事件経過

年 月 日	対 象 者	事 項
平成 25 年 11 月 18 日(月)	土木課主幹	逮 捕
平成 25 年 12 月 9 日(月)	土木課主幹	起 訴
平成 25 年 12 月 9 日(月)	土木課主幹	再逮捕
平成 25 年 12 月 12 日(木)	建設部長	逮 捕
平成 25 年 12 月 27 日(金)	建設部長	起 訴
平成 25 年 12 月 27 日(金)	土木課主幹	追起訴
平成 26 年 1 月 16 日(木)	土木課嘱託職員	逮 捕
平成 26 年 1 月 16 日(木)	建設部長	再逮捕
平成 26 年 2 月 4 日(火)	土木課主幹，建設部長，本件関係被告人 1 名	第 1 回 公 判
平成 26 年 2 月 6 日(木)	建設部長，土木課嘱託職員	追起訴・起訴
平成 26 年 2 月 7 日(金)	土木課主幹	追起訴
平成 26 年 2 月 28 日(金)	建設部長，土木課嘱託職員，本件関係被告人 2 名	第 2 回 公 判
平成 26 年 3 月 3 日(月)	建設部長	加重収賄で書類送検
平成 26 年 3 月 3 日(月)	建設部長，土木課嘱託職員	追起訴
平成 26 年 3 月 7 日(金)	土木課主幹，本件関係被告人 1 名	第 3 回 公 判
平成 26 年 3 月 10 日(月)	建設部長	追起訴
平成 26 年 4 月 16 日(水)	元土木課主幹，本件関係被告人 1 名	第 4 回 公 判
平成 26 年 4 月 21 日(月)	元建設部長，元土木課嘱託職員，本件関係被告人 2 名	第 5 回 公 判
平成 26 年 5 月 16 日(金)	元土木課嘱託職員，本件関係被告人 2 名	第 6 回 公 判
平成 26 年 5 月 27 日(火)	元建設部長	第 7 回 公 判
平成 26 年 5 月 28 日(水)	本件関係被告人 1 名	第 8 回 公 判
平成 26 年 7 月 11 日(金)	元土木課嘱託職員，本件関係被告人 1 名	第 9 回 公 判
平成 26 年 7 月 23 日(水)	元建設部長	第 10 回 公 判

平成 26 年 7 月 23 日 (水)	本件関係被告人 1 名	第 11 回 公 判
----------------------	-------------	------------

8 判決等

対 象 者	罰 条	判 決	市の処分
土木課主幹 逮捕:平成 25 年 11 月 18 日	入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律第 8 条違反 (職員による入札等の妨害)	懲役 1 年 6 月 執行猶予 3 年	懲戒免職 処分日:平成 26 年 3 月 25 日
建設部長 逮捕:平成 25 年 12 月 12 日	入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律第 8 条違反 (職員による入札等の妨害)	懲役 2 年 6 月 執行猶予 4 年 追徴金 91,287 円	懲戒免職 処分日:平成 26 年 3 月 25 日
	刑法第 197 条の 3 違反 加重収賄		
	刑法第 197 条の 1 前段の違反 単純収賄		
土木課嘱託職員 逮捕:平成 26 年 1 月 16 日	入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律第 8 条違反 (職員による入札等の妨害) 刑法第 65 条第 1 項違反 (身分犯の共犯)	懲役 1 年 10 月 執行猶予 3 年	解雇 処分日:平成 26 年 3 月 25 日

9 再発防止策

■市議会の提言 1 「官製談合事件に対する原因究明調査の実施」

職員 (OB を含む) 3 名が逮捕されるという未曾有の事件にもかかわらず, 事件の原因と再発防止策について, 組織的な調査, 原因究明がなされていない。

他市の事例を参考に, 速やかに外部有識者を含む調査委員会を立ち上げて, 今回の事件に対する調査を実施し, その原因について徹底的に究明し, 再発防止に向けた対応策を検討すべきである。

⇒再発防止策 1

平成 26 年 4 月 30 日に第三者で組織する総社市再出発制度改革委員会を設置し, 同年

5月に市職員全員に行ったアンケート結果や現行制度の問題点、事件の背景などをもとにして、計11回の議論を重ね事件原因を分析した。また、選任委員による調査活動として、事件当事者である3名の元職員へのヒアリングを試みたがかなわなかったため、当時の業務関連担当職員6名に事実確認のためのヒアリングを実施した。

その結果、5つの課題（①組織管理の課題、②コンプライアンス等の職員教育の課題、③業者等の関係者への制度周知の課題、④利害関係者との接触に関する課題、⑤組織内の情報共有及び相談先に関する課題）が浮かび上がり、同委員会から市へ報告された。

これらの課題に対応すべく同委員会からは次のような改革案が提言された。

- (1) 入札及び契約に関する手続きを事後的に監視するため、第三者で構成する監視委員会を設置すること。また、同委員会には指名選定等の業者からの苦情受付・回答に関する機能も持たせること
- (2) 発注者の責務として、次の改善策を講じること
 - ①合議制による決定事案には、会議録等を備え付けること
 - ②事業所実地調査を実施し、不良・不適格業者の排除対策を講じること
 - ③指名停止等のペナルティを強化し、談合等の不正行為の防止を図ること
 - ④指名選定基準（新規登録業者においては選定期間）を明確化すること
- (3) 入札に関する基準、要領等は、関係法令の改正、国の指針及び社会情勢を勘案して定期的に見直し、随時改正を実施すること。また、改正内容が職員及び関係業者に浸透するよう研修などを通じ周知徹底を図ること
- (4) 入札・契約に関する情報の公開について、次の改善策を講じること
 - ①入札結果、契約状況などの情報は、積極的に公表し、透明性を向上させること
 - ②現行は設計価格を事前公表しているが、これは事件を受けた暫定措置と考え、様々な改革制度が浸透した後は、国の指針に基づき事後公表とされたい。
- (5) 随意契約に関するガイドラインを作成し、事務運用の全庁的な統一を図り、適正化を進めること
- (6) コンプライアンス意識、職員倫理を徹底するため、次の対策を講じること
 - ①コンプライアンスに関する条例を制定し、不当要求等に対する組織的な意思表示を行うこと。また、組織内のコンプライアンスを監視する第三者で構成する組織の設置について検討すること
 - ②職員倫理に関する基準を制定し、職員教育と理解度把握の徹底を図ること
 - ③懲戒処分 of 明確化を図ること
- (7) 情報共有を図り職員を孤立させない仕組みづくりのため、次の対策を講じること
 - ①不当要求等の記録制度の創設
 - ②現行の公益通報制度を見直し、通報しやすい充実した制度に改正すること
 - ③不当要求等に対処するための対応マニュアルを作成すること
 - ④定期的に職場実態調査を行い状況把握に努めること。また、「育成」をキーワードに上下左右のコミュニケーション向上を進め、風通しの良い職場環境を築く

こと

⑤警察との連携強化を図ること

(8) 市民から信頼される組織の確立のため、次の事項について検討されたい。

①遵守すべき制度に関する内部統制機能を有する組織の設置について検討されたい。

②限られた職場スペースではあるが、監督機能が十分に働く職場配置について検討されたい。

■市議会の提言2 「入札を監視する第三者委員会の設置」

入札制度の調査では、指名審査委員会が入札関係の規定を遵守していなかった事実が明らかとなっている。

公共工事の契約の適正化のため、国土交通省は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律127号）に基づき、入札及び契約の公正性、透明性の監視や苦情の適切な処理のための第三者機関の設置を促進している。

談合疑惑、入札結果の分析等について専門的、客観的に審議し、公正な入札を実施するため、外部委員による第三者委員会（入札監視委員会「仮称」）を設置し、入札の透明性、公平性を確保すべきである。

⇒再発防止策2

平成26年10月1日に外部有識者からなる総社市入札等監視委員会を設置した。第1回委員会は、同年11月17日に開催し、委員長の選出、運営方針などについて協議した。委員会は原則公開で3カ月ごとに開催し、50万円超の工事と業務委託について、入札・随意契約が適正かどうかをチェックする。また、業者からの苦情受付・回答に関する機能を持たせた。

平成27年2月25日に第2回委員会を開催し、平成26年4月から12月までに契約した総数558件のうち11件（随意契約8件、指名競争入札2件、一般競争入札1件）を契約額、落札率などを基準に抽出し、担当部署の職員から事業内容や契約の経緯などを聴取した。

■市議会の提言3 「随意契約の厳格な運用」

随意契約は、地方自治法施行令第167条の2の規定に定める要件に該当する場合に限り行うことができるが、要件の適用に当たっては、同条第1項第1号の規定に基づく契約の種類に応じて定める額の範囲内において本市規則で定める額を超えない場合や、同条同項第5号の規定に基づく緊急の必要により競争入札に付すことができない場合等に限られている。建設工事等の工事又は製造の請負契約は、その予定価格が130万円を超える場合、同条同項の他の号の規定に基づく場合には随意契約も可能であるが、それら

の適用に当たっては、正当な理由があり、真にやむを得ない場合に限るなど適用を厳格化する。また、随意契約を行った場合は、その根拠を明示して公表する。そして、競争性、透明性や公平性を確保する観点から、他市が行っているように電子入札制度に移行すること等を検討すべきである。

⇒再発防止策 3

随意契約ガイドラインを平成 27 年 4 月 1 日付けで作成し職員に周知した。

工事等に関する随意契約の電子入札システム利用は、現在機能拡充を依頼しており平成 27 年 8 月をめどに実施できる見込みとなっている。契約検査課所管以外の各部局における随意契約では、平成 25 年度で随意契約としていたもののうち、平成 26 年度で指名競争入札に変更したものが 23 件あり、改善傾向にある。

また、合議制による決定事案として指名審査委員会の会議録を備え付けた。ただし、会議録の公表は今後の指名に影響する恐れがあることから原則非開示としている。

■市議会の提言 4 「指名停止の罰則の強化」

指名停止は、不適格業者の排除のために必要な規定である。他市と比較すると罰則の期間が短い。他市との均衡と現状にあった罰則の強化を図るべきである。また、威圧的な言動、工事成績が粗雑であるなどの罰則の適用についても、厳格な運用を望む。

⇒再発防止策 4

指名停止措置の強化については、中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル（中央公契連モデル）をベースに、県下 14 市の事例も参考に改正した。主な改正内容は、談合、贈賄、反社会行為などの停止期間を従来の 2 倍から 3 倍に強化し、また指名停止要件を他市と比較しやすいように整理した。平成 26 年 12 月に業者に周知し、平成 27 年 1 月 1 日から実施している。

■市議会の提言 5 「建設工事請負業者選定要件の厳格化等及び選定の審査の徹底」

今回の事件では、事件に関わった土木業者が、結果的に建設業の資格を取り消されている。資格審査の段階では、必要書類がそろえば参加資格を得られるが、指名選定に当たっては、市建設工事請負業者選定に関する運用基準に 9 項目の留意事項があり、適性に運用されれば不適格業者の排除は可能と考えられる。

選定基準の厳格化、明確化及び審査の徹底を図って、透明性と公平性の保たれた制度とされたい。

併せて、入札関係の他の規定も改正後かなりの年数が経過している。国の指針、近隣市の現況に照らして、必要なものは改正されたい。

⇒再発防止策5

競争入札参加資格申請書における提出書類を次のとおり追加した。

- (1) 暴力団排除だけでなく談合等をしない旨の宣誓書
- (2) 社会保険料の未納がないことの証明書
- (3) 市内の新規提出業者、準市内業者については、会社の事務所の営業状況について事業所報告書
- (4) ペーパーカンパニー対策として準市内業者には法人市民税の申告書

また、不良・不適格業者の排除のため、事業所実地調査を行うこととし、新規登録業者の認定については、総社市競争入札参加資格及び審査等に関する要領、総社市建設工事請負業者選定に関する運用基準を改正し、新規登録業者の選定期間を次のとおり明確にした。

	市内業者	市内業者以外
改正後	〔随意契約対象〕⇒登録から 6カ月 経過後 〔指名対象〕⇒登録から 2年 経過後。ただし、工事成績、施工能力など総合的に優れていると認められると判断される業者は、その期間を1年に短縮することができる。	〔随意契約対象〕⇒登録から 9カ月 経過後 〔指名対象〕⇒登録から 2年 経過後
現行	〔随意契約対象〕⇒登録後 〔指名対象〕⇒登録から9カ月経過後	〔随意契約対象〕⇒登録後 〔指名対象〕⇒登録から1年経過後

入札に関する基準・要領等の随時見直し・改正については、平成27年4月1日付けで最低制限価格の基準率及び変動率を改正した。なお、改正内容の周知については、工務担当係長会議を開催し意識を共有した。また、設計価格の事前公表から事後公表への変更は、技術職員の意見を聞きながら協議している。

■市議会の提言6 「入札結果の事後的な監視の強化」

落札結果が最低制限価格と同額であった入札が、3年間で41件もあったにもかかわらず、当局は「あり得ること」として、漫然と見逃し、結果として設計価格の漏えい等に気付かなかつた。今後は、入札結果について、監視の強化を図り、不正の早期発見に努めるべきである。

⇒再発防止策 6

平成 26 年 5 月 14 日の入札から落札者に設計内訳書の提出を求めていたが、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の改正により、平成 27 年 4 月から入札の際に設計内訳書の提出が義務づけられ、現在は入札に応じる全者から入札時に提出させている。また、入札の結果は入札等監視委員会へ提出している。

■市議会の提言 7 「不当要求、コンプライアンスマニュアルの作成」

今回の事件については、公務員としての不当要求の対応やコンプライアンス欠如の問題があった。しかし、個人のそれを醸成するのは組織であり、組織としてのコンプライアンスの欠如もあった。組織にコンプライアンスを守ろうという確固たる信念がないと職員に浸透しない。

今回の事件を教訓として、不当要求の対応や何がコンプライアンス違反になるか具体的な対応を示したマニュアルを作成し、職員に徹底を図るべきである。

⇒再発防止策 7

公正な職務遂行のための仕組みづくりについては、平成 26 年 10 月 1 日から総社市職員コンプライアンス条例及び付随する規則等を制定し、コンプライアンス外部委員会の設置、コンプライアンス推進室の設置など、通報しやすい制度・組織に改正した。また、同年 12 月にコンプライアンスマニュアルを制定し職員に周知した。その後、総社市コンプライアンス外部委員の意見及び平成 27 年 4 月の機構改革に伴いマニュアルを改訂し、再度、職員へ周知している。

また、平成 27 年度の新人研修からコンプライアンスマニュアルを取り入れるとともに、企画担当者会議で公益通報の仕方や不当要求などの記録の仕方などを説明した。

■市議会の提言 8 「組織としての談合防止意思の明確化」

地元業者育成などの政策は、適正な入札執行に優先しても構わないと職員が考えることや、入札業務を滞らせないことが重要との考えから、官製談合等を行うこともやむを得ない、許されるといった考え方をすることがないように、官製談合等は絶対に許容しないとの組織としての意思を、幹部・管理職が、所属する各職員に対し明確に示すことが重要である。官製談合防止法の遵守を明記したコンプライアンスマニュアルの整備は、そうした組織としての意思を具現化する意味でも重要である。

不当要求に対しては、規定もあり研修も受けていた。なぜ、実行できなかったのか、反省の上で、警察等の関係機関と協力しながら、組織的な対応ができる体制の構築に努めるべきである。

⇒再発防止策 8

総社市職員コンプライアンス条例等を制定し、再発防止の意思を組織として明確化した。情報共有と組織的な対応を目的に、不当要求等の記録制度を平成 26 年 7 月 4 日から試験運用を行い、先のコンプライアンス条例が施行された同年 10 月 1 日から本格実施している。また、このほかにも公益通報制度を通報しやすい制度に改正し、職員を孤立させない仕組みというものも整備した。更に、組織としてコンプライアンスの徹底を図るため、平成 27 年 4 月 1 日の機構改革で、コンプライアンス推進室を設置し、推進監を県警 OB から招き警察との協力関係を密とした。なお、コンプライアンスを主眼とした職員研修を実施しており、例年 1 月頃に行っている行政対象暴力対策研修を前倒しして平成 27 年 5 月に実施した。研修内容も、講師からの一方的な座学だけでなく、より具体的に実践的なものとする。

更に、総社市地域づくり自由枠交付金の受け皿である地域づくり協議会の代表者や土木担当員らと市は連携を強化して、地域主体で実施する事業や道路・水路の修繕等に対して不当要求等を行おうとする業者を市全体で排除する。

■市議会のその他の意見 1 「職員と業者との関係」

市は、ごみ袋や吉備路マラソンなどで、市内業者等に寄附や広告をお願いしている。このことは、職員が業者に借りを作り、事務執行に手心を加えることにつながりかねないので、少なくとも職務上関係する業者に、寄附等をお願いすべきではない。

また、業者と接する場合は、複数で対応し、公私の区分をはっきりとさせるため、業務上使用する携帯電話を配備して、業者との連絡は個人の電話は使用しないなどの配慮をされたい。

⇒改善策 1

総社市職員倫理規則を制定し、その中で「利害関係者とは」ということで、その関係を明確に規定した。なお、寄附は自主的な寄附を原則としており、それ以外は必要最低限にとどめている。

また、業務上使用する携帯電話の配備については、業者と接する機会の多い部署の職員の意見を聴取し、不当要求等から職員を守る環境を構築する。当面の対策としては、電話の会話が記録できる装置を各課へ最低 1 台、機構改革による増設、希望者を含め計 92 台配置した。

■市議会のその他の意見 2 「人事異動等」

建設関係職員の人事異動については、業者との癒着が発生しないよう配慮をされたい。また、建設関係課については、市長の目が届くような場所への移動、あるいは、仕組み

を検討されたい。

⇒改善策2

人事異動等については、この意見の趣旨を十分踏まえ今後検討していくが、当面は、常時、コンプライアンス推進監が各部署の見回りを行い、窓口対応等の状況を把握する。また、順次、各部署の所属長と面談を行い、不当要求等の状況を確認し、指導・助言を行い、各部署の要望によりコンプライアンス推進監を派遣する。

10 終わりに

職員による官製談合防止法等違反事件が相次いで発生し、市民の市政に対する信頼は完全に失墜した。

本委員会は、平成26年1月27日の設置以降、入札制度、法令遵守の徹底や再発防止策について、調査、協議を重ねて中間報告を行い、その後の調査を踏まえて本報告書を提出するに至った。

市当局においては、今回の事件を契機に取り組んでいる再発防止策を確実に徹底、遵守し、今後二度とこのような不祥事を起こすことのないよう期待する。

しかしながら、どのような制度であっても、それを守り運用していくのは人である。職員一人ひとりの意識改革、高い倫理意識が求められることに変わりはない。一步一步、公平、公正な事務事業の執行を確実に積み重ねていくことで信頼を取り戻していくしかない。

市民の負託を受けた議会としても、引き続き各委員会で所管事務調査を行うなど、監視、チェックしていきたい。

～平成 26 年 3 月 20 日本会議の中間報告時点での調査内容と問題点等～

1 調査事項とその内容

(1) 再発防止のために当局が実施した対策、今後の対策について

- ・平成 25 年 12 月 9 日から平成 26 年 1 月 28 日までにコンプライアンス研修，また不当要求対策研修など計 8 回の研修を実施
- ・総社市不当要求行為等対策規程を改正し，不当要求防止等責任者をこれまでの部長職から新たに課長職までに拡大。不当要求等対策委員会委員長をこれまでの総務部長から新たに副市長に変更
- ・平成 26 年 1 月の入札から設計金額を事前公表
- ・平成 26 年 2 月の入札から，最低制限価格の変動幅を 4 %から 8 %に拡大
- ・今後の対策としては，法令遵守や不当要求対策の研修を引き続き実施する。また，一区切りついた段階で官製談合防止法の具体的な研修も実施する。また，不当要求抑止のために指名停止期間の強化，業者の設計積算の努力を担保するために落札者からの積算見積書の提出を求める予定

(2) 入札制度について

① 契約の形態（一般・指名競争入札，随意契約）について

〔定義〕

一般競争入札：公告によって不特定多数の者を誘引して，入札により申し込みをさせる方法により，競争を行わせ，その申し込みのうち最も有利な条件をもって申し込みをした者を選定して，その者と契約を締結する方法

指名競争入札：資力，信用，その他について適切と認める特定多数を通知によって指名し，その特定の参加者を入札の方法によって競争させ，契約の相手方となる者を決定し，その者と契約を締結する方法

随意契約：競争入札の方法によらないで，見積競争，又は任意に特定の者を選定して，その者と契約を締結する方法

〔要件〕

本市の工事請負の場合，一般競争入札は設計金額が 4,000 万円以上，建築一式工事の場合は 1 億円以上の要件で，指名競争入札は 130 万円超から 4,000 万円未満で，建築一式工事は 130 万円超から 1 億円未満が要件となっている。また，随意契約は契約規則で定める額を超えない契約の場合，金額要件のみでは工事請負は 130 万円以下となっている。

〔手続〕

一般競争入札：起工設計して，一般参加資格要件の審議を行って，案件公表を行う。そして，設計図書等の質疑，回答があり，この案件について業者からの参

加表明を受ける。その後、入札を執行し、開札をした結果、落札候補者が決定される。その落札候補者から提出された入札参加資格申請により、資格要件を審査し、落札者と決定した後に契約を締結する。入札参加資格要件の審議から落札者決定までの期間は、公告等の所定の手続や審査が必要なため、約 40 日程度の期間が必要

指名競争入札：起工設計して、指名業者の選定を行い、案件公表、指名通知を同時に行う。そして、設計図書等の質疑、回答を行う。その後、入札を執行し、開札の結果から落札者を決定し、契約を締結する。指名選定から落札者決定までの期間は、指名通知、設計図書の質疑回答などに所定の手続が必要なため、約 20 日程度の期間が必要

随意契約：起工設計をして、業者選定を行い、その業者に見積依頼し、見積書が提出された結果から業者を決定し、契約を締結する。この随意契約では、業者選定から業者決定までの期間は約 5 日程度必要

② 入札参加資格認定、指名選定・審査、起工から指名競争入札執行、契約、工事検査までの事務手続について

- ・入札参加資格認定の参加資格については、総社市競争入札参加資格及び審査等に関する要領により、市内、準市内業者については毎年、それ以外の業者については隔年で 3 月初めから 3 月末までの間、入札参加資格審査申請の受付を行っている。申請には、建設用許可証明書、工事経歴書、技術職員名簿、経営事項審査結果通知書、納税証明などを添付させ、その内容を審査し、資格の有無を確認し、入札参加資格者名簿を作成している。
- ・入札手続の流れのうち指名競争入札については、案件の起工設計を行って決裁を受ける。次に、その案件についての指名業者選定を指名審査委員会で行う。指名業者が決まったら、案件公表を速やかにホームページで行い、直ちに指名業者に対し、電子入札システムからメールにより業者に通知する。指名された業者は、設計図書等をこのシステムからダウンロードする。この設計図書等の質疑、回答を行った後、指定された開札日に電子入札システムにより開札を行う。このシステムで入札できる期間は開札日前日の午前 9 時から開札日当日の午前 10 時までの 25 時間で行うことができる。開札は午前 10 時から案件ごとに行い、落札業者が決定後、入札結果を電子入札システムにより業者にメールで通知をしている。そして、落札業者と契約を締結し、工事を着手。市は、工事完成までの間、工事執行管理と監督を行い、工期内完成と品質管理に努める。工事が完了後、工事検査を行い、検査承認となった後、工事代金を支払う。

③ 契約事務（随意契約を含む。）に係る本市の条例、規則、要綱、規程、要領等について

ア) 総社市建設業者等指名及び資格審査に関する事務処理規程における「組織」、「審査事項」、「会議」等

- ・指名審査委員会の組織は、委員長は副市長、副委員長は政策監、委員は総務部長、市民環境部長、保健福祉部長、産業部長、建設部長及び水道部長の各部長で構成。事務局としては、主任検査員、契約管財課長、契約検査係長、契約検査係員
- ・同委員会の審査事項は、予定価格が130万円を超える建設工事等の指名競争入札、又は、随意契約の建設業者等について指名選定に関する事、及びその建設業者等の参加について資格審査に関する事、更に必要に応じて指名停止等の措置及び入札制度改廃
- ・同委員会の会議について、建設業者等の指名選定は、建設工事等の案件数が揃った段階で、随時不定期に開催。また、会議資料は当日に配付し、審査終了後に回収
- ・競争入札に参加する者の資格審査

イ) 総社市競争入札参加資格及び審査等に関する要領における「競争入札に参加する者の資格審査」、「建設工事の発注基準等」等

- ・競争入札に参加する者の資格審査は、市内に本社、本店を有する市内業者及び市内に支店、営業所を有する準市内業者については、入札参加資格審査申請時に提出の希望3工種別に経営事項審査に基づく総合評定値により5等級に格付している。
- ・建設工事の発注基準等は、別表1の等級に基づく発注を行うが、工事設計金額が500万円未満のE等級の工事が多いことから、市内業者で地域性や等級間などで調整を行って選定。また、指名業者数は別表2に基づく業者数としているが、市内業者の数が少ない工種は、規定している業者数を下回る場合もある。なお、指名選定については、第9条の(1)から(9)について配慮し、指名審査委員会で審査して業者選定
- ・「総社市建設工事請負業者選定に関する運用基準」の第3条には、指名選定における具体的な9つの留意事項が定められており、9番目の留意事項に市内産業の振興として、市内産業の発展、市内業者の育成の観点から、市内に建設業法上の本店、支店又は営業所等の有無を考慮する旨の規定がある。
- ・上記基準の第4条には、新規業者の指名は、最初に登録された後、1年が経過した年の7月から行う旨の規定がある。

④ 指名停止等のペナルティの基準と適用状況について

- ・「総社市建設工事等請負その他の契約に係る指名停止等措置要領」の第2条では、指名停止基準を定めている。また、関係同表では指名停止措置要件並びに指名停止期間を定めており、指名停止期間は1カ月以上最長12カ月としている。

- ・今回の事件に関して、上記同要領の第2条関係別表1の(5)の(ア)を「福笑」に適用し、12カ月の指名停止、「土井建設」は(イ)を適用し9カ月の指名停止となっている。
- ・市は今回の事件を受けて、指名停止期間の強化を検討している。

⑤ 電子入札について（システムの仕組、事務手続等）

- ・岡山県下の市町が協議会を設置して、県が利用している電子入札システムを改修して利用している共同利用型の電子入札システムである。現在14市町が利用している。
- ・事務手続の流れは、起工設計が決裁になると、電子入札システムに案件名や設計金額、工事概要や指名審査委員会で指名選定された指名業者や入札日時などの情報を登録する。そして、水曜日に指名業者へメールで指名通知を送信。指名業者は着信したら、指名案件を確認し、設計図書等をこの電子入札システムからダウンロードする。指名業者は、設計図書から積算を行うが、積算に当たり、質疑がある場合はファックス等により質疑の届出を行い、市はその回答書を電子入札システムに登録し、指名された業者はこの電子入札システム上で質疑回答書を確認することができる。
- ・この電子入札システムで入札できる時間は、開札日の前、直前日の午前9時から開札日当日の午前10時までの25時間で、入札は金額と任意の3桁の数字を登録する。開札は、午前10時から案件ごとに行い、落札業者が決定したら、開札結果通知を指名業者全員にこの電子入札システムからメールにより配信している。

⑥ 設計価格・予定価格・最低制限価格の設定方法、事務決裁の手続について

設計価格：設定方法については、起工設計書に基づき設定。直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の積み上げが設計価格となっている。事務手続としては、設計担当者は各工事等の起工設計を行い、事務決裁規程で定める表の決裁区分により、決裁を受け、入札の手続の準備に移る。

予定価格：設定方法については、本市では現在予定価格は非公表。事務手続については、建設工事等の契約に関する予定価格の設定に関することで2,000万円以上は副市長、2,000万円未満は総務部長で設定するよう、本市の事務決裁規程で定められている。

最低制限価格：設定方法については、最低制限価格は、基準率と変動率を足して、それに設計価格を掛けたものが最低制限価格。設計価格は、直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費の4項目の積み上げで、この経費内訳をもとに基準率は（直接工事費×0.95+共通仮設費×0.90+現場管理費×0.80+一般管理費×0.30）÷設計価格で計算されたものが基準率となる。

変動率：電子入札システムにより、自動計算。入札参加業者が登録した任意の3桁の数字と入札金額を登録した時刻の到着ミリ秒の3桁のそれぞれの和をもって、ここへ記載の積算方法により電子入札システムが自動計算し、

変動率を定める。この変動率と基準率をもとに、この電子入札システムによって最低制限価格が決定。資料3は2月の入札から変動率の幅を4%から8%にした例で、設計価格を1,000万円、基準率を0.8とした場合である。各業者、5者が入札を行った場合に数字の和が1,250で、十の位Xが5で、一の位Yがゼロ、百の位が2で偶数なので、Zはマイナスであり、変動率はマイナス0.02となり、最低制限価格が780万円となる。

⑦ 随意契約の状況について

- ・ 随意契約は、地方自治法施行令第167条の2の規定に定める要件に該当する場合に限り行うことができる。また、総社市の規則では、工事請負は予定価格130万円以下となっている。そして、原則、予定価格が20万円以上の場合は、2者以上の業者から見積りを徴するようになっている。
- ・ 平成23年度からの建設工事に係る随意契約を調査すると、規則で定める予定価格130万円を超える随意契約がいくつかある。そして、その中には1者見積りによる300万円を超える契約もある。
- ・ 随意契約は、市のホームページに月ごとに、その契約名、工期、落札業者、落札金額、見積り依頼業者等が公表されている。

⑧ 設計価格・予定価格の（事前・事後）公表の現状と経過について

- ・ 平成12年4月1日から平成19年3月31日までの間、入札の透明性、競争性、低コスト化を図ることから、設計価格については事前公表、予定価格は非公表にしていた。
- ・ その後、平成19年4月1日から同年10月8日までは、更に入札の透明性の向上及び事務の効率化のため、予定価格を事前公表し、設計価格を非公表としていた。
- ・ しかし、事前公表された予定価格をもとに応札額を決めるなど、入札参加者が十分な積算を行っていない事例が見受けられたため、平成19年10月9日以降は予定価格を非公表、設計価格を事後公表としていた。
- ・ しかしながら、今回の不祥事により、不正行為の防止のため、平成26年1月6日以降の入札案件は設計金額を事前公表することとしている。

⑨ 一般土木工事（土木・舗装）の入札における最低制限価格と応札金額が一致した工事（平成23年度以降）について

- ・ 平成23年度では「福笑」入札件数39件のうち同社落札件数が10件、そのうち落札金額と最低制限価格が同額の件数が3件
- ・ 平成24年度では同社入札件数52件のうち同社落札件数が8件、そのうち落札金額と最低制限価格が同額の件数が6件

- ・平成 25 年度では同社入札件数 31 件のうち同社落札件数が 9 件，そのうち落札金額と最低制限価格が同額の件数が 0 件
- ・全体で，落札金額と最低制限価格が同額の件数は，41 件あった。

⑩ 入札制度について（岡山県内他市との比較）

県内他市の入札制度を調査し，本市との制度の比較を行った。

ア) 電子入札制度の導入状況

電子入札は，本市を含め 10 市が採用している。入札の項目については，建設工事，コンサル，物品，委託とあり，全てを採用している市も 2 市ある。

イ) 設計価格等の公表状況について

- ・設計価格等については，事前公表は本市のみで，事後公表しているのが 2 市であった。非公表は，10 市であった。
- ・予定価格については，事前公表が 8 市（1 市は設計金額 500 万円未満のみ，1 市は指名競争入札のみ），事後公表が 7 市（1 市は設計金額 500 万円以上のみ，1 市は一般競争入札のみ）非公表は，G 市及び本市だけであった。
- ・最低制限価格については，事前公表は M 市，事後公表は本市外 9 市，非公表は 2 市，制度がない市も 1 市あった。

(3) 職員の不当要求対策とコンプライアンスについて

① 不当要求対策とコンプライアンスに関する市の規程等の内容と実態（該当案件の内容）

- ・「総社市不当要求行為等対策規程」は，市の業務に対するあらゆる不当要求行為及び暴力的行為に対し，組織として取り組むことにより，不当要求行為等に適切に対処し，職員の安全と本市業務の円滑かつ適正な執行を確保するために必要な事項を定めている。
- ・組織としては，総社市不当要求行為等防止責任者として部長相当職が充てられている。また，組織的に対応するため，副市長が委員長，委員には部長が充てられており，指名審査委員会と同じメンバーである。
- ・「総社市職員公益通報規程」は，公益通報を行った職員を保護し，行政における違法な事態の防止を図り，公務に対する市民の信頼を高めるとともに透明で公正な行政運営を確保するために必要な事項を定めている。
- ・同規程に基づいて報告等があった事例はなく，今回の事件に関しては機能していなかった。

② 不当要求対策とコンプライアンス徹底のための職員研修の状況について

- ・職員研修計画の位置づけとして，平成 25 年度の研修計画では行政対象暴力責任者講習のほか，人事考課制度研修，管理監督者研修，主事特別研修，これらの研修に併せ

て、地方公務員法の服務規程などの研修を実施している。

- ・新人職員研修では地方公務員法のほか、コンプライアンスや公務員倫理についての研修も実施している。
- ・平成 20 年度以降は、行政対象暴力責任者講習，管理監督者研修，主事級特別研修，新任職員研修を毎年度実施している。
- ・事件発生以降，実施したコンプライアンス等の研修は，8 回あり，延べ 595 人が受講している。
- ・コンプライアンス研修については，平成 25 年 12 月 9 日の午前と午後 2 回に分けて実施。受講者数はそれぞれ 75 人と 83 人
- ・公務員倫理講座については，平成 25 年 12 月 24 日の午前と午後 2 回に分けて実施し，受講者はそれぞれ 84 人と 90 人
- ・不当要求行為等対策研修については，平成 26 年 1 月 14 日と 1 月 21 日の 2 回に分けて実施。受講者はそれぞれ 93 人と 107 人
- ・建設関係技術者研修については，平成 26 年 1 月 24 日と 1 月 28 日の 2 回に分けて実施し，受講者はそれぞれ 32 人と 31 人
- ・研修出席者の感想としては，法令遵守はもちろんのこと，組織内のコミュニケーションの重要性や公務員の使命感など，改めて感じたというものが多くあった。また，有意義な研修であり，再確認や意識づけの場として継続してこういった研修を実施してほしいという意見もあった。
- ・平成 26 年度の職員研修実施計画（案）については，平成 25 年度の研修計画に加え，コンプライアンスをはっきりと明記し，研修を実施する予定としている。

(4) 職員逮捕後，当局が実施した調査結果について

- ・調査対象者は，建設工事の入札に関わる全ての職員で，所属部ごとの結果集計表である。
- ・業者から入札について苦情又は入札の在り方について要望，指摘を受けたことがあるかという問いには，20 名の職員があると答えている。主な要望，指摘事項については，愚痴あるいは要望的なものであった。
- ・入札に関して設計金額を聞かれたことがあるかという問いには，5 人の職員があると答えている。その 5 人に個別に聞き取り調査を行った結果，聞かれたことがあるが教えていないという回答であった。
- ・業者から食事，遊戯に誘われたことがあるかという問いには，全員ないという答えであった。
- ・業者から入札等の情報を漏えいしている職員がいると聞いたことがあるかとの問いには，5 人の職員があると答えている。その 5 人にも個別に聞き取り調査を行った結果，情報が漏れているのではないかという業者の推測的な話であったという回答であった。
- ・しかし，この情報は，入札担当課や指名審査委員会に伝えられていない。

(5) 警察官の配置について

- ・市長は、事件発生後、不正入札抑止や不当要求等に対する職員の相談窓口として、平成 25 年 12 月本会議で警察官の配置を明言したが、その後の当局と警察との折衝では未だ実現していない。また、岡山県内他市への調査では、11 市が不当要求防止等の目的で警察官（OB 含む）を配置している。

2 入札制度等の問題点

本委員会は官製談合事件の再発防止の観点から、入札制度と不当要求及びコンプライアンス等について調査したが、次のような問題点が明らかとなった。

(1) 事件の調査について

事件発生後、すでに、4 カ月が経過したが、職員 3 人が逮捕されるという前代見聞の事件であるにもかかわらず、土木課主幹が逮捕された直後に、入札に関わる職員に聞き取り調査が行われただけである。原因究明の調査もなく、コンプライアンス研修や設計価格の事前公表など、場当たりの対策を講じていることは否めない。このような事件が発生したときは、他の自治体の例では速やかに第三者を含む組織を立ち上げて調査している。この事件に対する当局の対応は、不十分で遅すぎると言わざるを得ない。

(2) 建設業者等指名審査委員会について

指名審査委員会は、入札資格審査や請負業者の指名選定などを行う建設工事施工の適正を期するための入札制度の根幹を担う組織である。しかし、今回の該当業者については、最初の資格申請から 1 年 3 カ月が経過しないと指名できないという取扱い基準を規定しているにもかかわらず、市内業者育成という理由で、申請後 2 カ月経過しないうちに指名している。

市幹部で組織する指名審査委員会にコンプライアンス違反があったことは、大きな問題である。組織的に、緩みがあった疑いがある。

(3) 随意契約について

契約規則には、契約金額 20 万円以上は見積りを 2 者以上から取らなければならないと規定されているにもかかわらず、平成 23 年度から平成 25 年度の建設工事の随意契約には、予定価格 130 万円を超える額の 1 者随意契約が少なからずある。地方自治法施行令の規定を適用していると思われるが、今回の事件の当事者との契約もあり、1 者随意契約の理由の正当性に疑問が残るところがある。

この事件の裁判では、検察が本来入札に付すべき工事を随意契約として発注するため分割し、他の業者の金額も知らせて、特定の業者に便宜を図ったと指摘しているなど、随意契約が適正に行われていない疑いがある。

随意契約については、業者と直接接する機会も多く、談合の温床になりやすいので、厳格

な運用が望まれる。

(4) 入札関係の制度改正について

平成 25 年に、最低制限価格設定に係る数値を見直し、その確率を 7 通りから 199 通りにする改正を行った。その後は、入札価格と最低制限価格が同額での落札はなくなっている。また、事件発生後、電子入札における設計価格の事前公表、最低制限価格の変動率を 4% から 8% に引き上げるなどの改正を行っている。

本市は、事件後、設計価格を事前公表するとしているが、県内他市の入札制度を調べたところ、他市では、予定価格の公表は行っているが、設計価格を事前公表していない。

また、本市では、平成 12 年 4 月以降、設計価格、予定価格ともに事前公表と非公表を繰り返している。今回、事前公表を行うに至ったのは、設計価格を探る動きがあったからとの説明だが、最低制限価格の算出には、直接工事費、間接工事費等の金額が必要であり、今後とも、その数字を探る動きは否定できない。原因が充分究明がされていない段階での改正に、今後の検証が必要である。

(5) 入札後の調査について

平成 23 年度以降、入札価格と最低制限価格が同一の落札件数は、41 件もあった。しかし、当局はあり得ることとして、問題があるのではないかとの認識がほとんどなかった。細かな分析をしていけば、不自然なことにも気付いたはずである。入札に関わる職員にチェック機能が働いていなかったと言わざるを得ない。

(6) 不当要求対策及びコンプライアンスについて

不当要求及びコンプライアンスについては、対策の規定も組織もあった。また、定期的に研修も行われていたにもかかわらず、今回の事件を防ぐことができなかった。

(2) 建設工事等指名審査委員会のところで述べたが、組織的な綱紀の緩みがあり、組織的な対応ができていなかったと言える。今後は、組織として意志の明確化を図り、対策をする必要がある。

3 再発防止対策についての提言

調査の結果を踏まえ、本委員会として、市長に対して官製談合再発防止のための施策について、次のとおり提言する。

(1) 官製談合事件に対する原因究明調査の実施

職員（OB 含む）3 名が逮捕されるという未曾有の事件にもかかわらず、事件の原因と再発防止策について、組織的な調査、原因究明がなされていない。

他市の事例を参考に、速やかに外部有識者を含む調査委員会を立ち上げて、今回の事件に対

する調査を実施し、その原因について徹底的に究明し、再発防止に向けた対応策を検討すべきである。

(2) 入札を監視する第三者委員会の設置

入札制度の調査では、指名審査委員会が入札関係の規定を遵守していなかった事実が明らかとなっている。

公共工事の契約の適正化のため、国土交通省は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成 12 年法律 127 号）に基づき、入札及び契約の公正性、透明性の監視や苦情の適切な処理のための第三者機関の設置を促進している。

談合疑惑、入札結果の分析等について専門的、客観的に審議し、公正な入札を実施するため、外部委員による第三者委員会（入札監視委員会〔仮称〕）を設置し、入札の透明性、公平性を確保すべきである。

(3) 随意契約の厳格な運用

随意契約は、地方自治法施行令第 167 条の 2 の規定に定める要件に該当する場合に限り行うことができるが、要件の適用に当たっては、同条第 1 項第 1 号の規定に基づく契約の種類に応じて定める額の範囲内において本市規則で定める額を超えない場合や、同条同項第 5 号の規定に基づく緊急の必要により競争入札に付することができない場合等に限られている。建設工事等の工事又は製造の請負契約は、その予定価格が 130 万円を超える場合、同条同項の他の号の規定に基づく場合には随意契約も可能であるが、それらの適用に当たっては、正当な理由があり、真にやむを得ない場合に限るなど適用を厳格化する。また、随意契約を行った場合は、その根拠を明示して公表する。そして、競争性、透明性や公平性を確保する観点から、他市が行っているように電子入札制度に移行すること等を検討すべきである。

(4) 指名停止の罰則強化

指名停止は、不適格業者の排除のために必要な規定である。他市と比較すると罰則の期間が短い。他市との均衡と現状にあった罰則の強化を図るべきである。また、威圧的な言動、工事成績が粗雑であるなどの罰則の適用についても、厳格な運用を望む。

(5) 建設工事請負業者選定要件の厳格化等及び選定の審査の徹底

今回の事件では、事件に関わった土木業者が、結果的に建設業の資格を取り消されている。資格審査の段階では、必要書類がそろえば参加資格を得られるが、指名選定に当たっては、市建設工事請負業者選定に関する運用基準に 9 項目の留意事項があり、適正に運用されれば不適格業者の排除は可能と考えられる。

選定基準の厳格化、明確化及び審査の徹底を図って、透明性と公平性の保たれた制度とされたい。

併せて、入札関係の他の規定も改正後かなりの年数が経過している。国の指針、近隣市の現況

に照らして、必要なものは改正されたい。

(6) 入札結果の事後的な監視の強化

落札金額が最低制限価格と同額であった入札が、3年間で41件もあったにもかかわらず、当局は「あり得ること」として、漫然と見逃し、結果として設計価格の漏えい等に気付かなかった。今後は、入札結果について、監視の強化を図り、不正の早期発見に努めるべきである。

(7) 不当要求、コンプライアンスマニュアルの作成

今回の事件については、公務員としての不当要求の対応やコンプライアンス欠如の問題があった。しかし、個人のそれを醸成するのは組織であり、組織としてのコンプライアンスの欠如もあった。組織にコンプライアンスを守ろうという確固たる信念がないと職員に浸透しない。

今回の事件を教訓として、不当要求の対応や何がコンプライアンス違反になるか具体的な対応を示したマニュアルを作成し、職員に徹底を図るべきである。

(8) 組織としての談合防止意思の明確化

地元業者育成などの政策は、適正な入札執行に優先しても構わないと職員が考えることや、入札業務を滞らせないことが重要との考えから、官製談合等を行うこともやむを得ない、許されるといった考え方をすることのないよう、官製談合等は絶対に許容しないとの組織としての意思を、幹部・管理職が、所属する各職員に対し明確に示すことが重要である。官製談合防止法の遵守を明記したコンプライアンスマニュアルの整備は、そうした組織としての意思を具現化する意味でも重要である。

不当要求に対しては、規定もあり研修も受けていた。なぜ、実行できなかったのか、反省の上に立って、警察等の関係機関と協力しながら、組織的な対応ができる体制の構築に努めるべきである。

(9) その他の意見

その他、次のような意見があった。

① 職員と業者との関係

市は、ごみ袋や吉備路マラソンなどで、市内業者等に寄附や広告をお願いしている。このことは、職員が業者に借りを作り、事務執行に手心を加えることにつながりかねないので、少なくとも職務上関係する業者に、寄附等をお願いすべきではない。

また、業者と接する場合は、複数で対応し、公私の区分をはっきりとさせるため、業務上使用する携帯電話を配備して、業者との連絡は個人の電話は使用しないなどの配慮をされたい。

② 人事異動等

建設関係職員の人事異動については、業者との癒着が発生しないよう配慮をされたい。

また、建設関係課については、市長の目が届くような場所への移動、あるいは、仕組みを検討されたい。

4 市議会の対応について

市議会は、行政に対する監視の機能を有している。市民からは、議会は何をやっていたんだとの批判も多数あった。今回の事件に対して、本委員会を設置して再発防止のため調査をし、入札制度や不当要求等に対する対応について問題点を指摘してきたが、まだまだ調査が完了したとは考えていない。

市民の信頼回復には長い時間が必要と思われるが、このたび提言したことが実行されているか、行政に対する監視をいっそう強化して、議会としての機能と責任を果したいと考えている。

本委員会としては、職員の逮捕者が現在裁判中であり、裁判が終了するまで、そして、行政当局の対応策が効果を上げていることを確認するまで本委員会を存続させたいと考えている。

・契約の形態(一般・指名競争入札、随意契約)

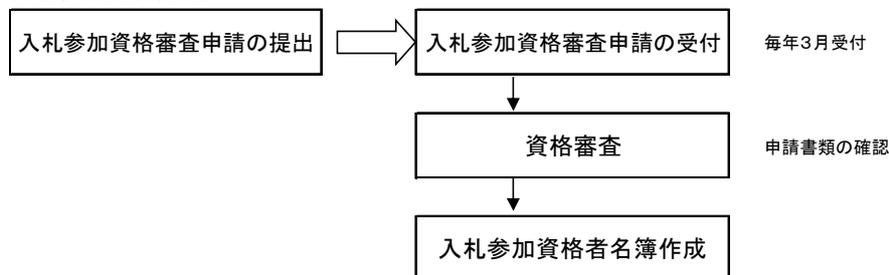
	一般競争入札	指名競争入札	随意契約
定義	公告によって不特定多数の者を誘引して、入札により申込みをさせる方法により競争を行わせ、その申込みのうち、地方公共団体にとって最も有利な条件をもって申込みをした者を選定して、その者と契約を締結する方法	地方公共団体が資力、信用その他について適切と認め、特定多数を通知によって指名し、その特定の参加者を入札の方法によって競争させ、契約の相手方となる者を決定し、その者と契約を締結する方法	地方公共団体が競争入札の方法によらないで、見積り競争又は任意に特定の者を選定してその者と契約を締結する方法
要件	設計金額が4,000万円以上(建築一式工事の場合は1億円以上)	設計金額が130万円超4,000万円未満(建築一式工事の場合は130万円超1億円未満)	・契約規則で定める額を超えない契約をするとき ※予定価格の金額要件のみの場合 工事又は製造の請負 130万円 財産の買入れ 80万円 物件の借入れ 40万円 財産の売払い 30万円 物件の貸付け 30万円 その他上記に掲げるもの以外 50万円 ・契約の性質・目的が競争入札に適さない契約をするとき等
手続き	①起工設計 ⇒ ②入札参加資格要件の審議(指名委員会) ⇒ ③案件公表(入札公告) ⇒ ④設計図書等質疑 ⇒ ⑤入札参加表明(業者) ⇒ ⑥入札(電子入札) ⇒ ⑦開札(落札候補者決定) ⇒ ⑧事後審査 ⇒ ⑨落札者決定 ⇒ ⑩契約締結	①起工設計 ⇒ ②指名選定(指名委員会) ⇒ ③案件公表(指名通知) ⇒ ④設計図書等質疑 ⇒ ⑤入札(電子入札) ⇒ ⑥開札(落札者決定) ⇒ ⑦契約締結	①起工設計 ⇒ ②業者選定 ⇒ ③見積依頼 ⇒ ④見積書提出(業者決定) ⇒ ⑤契約締結 ※原則、2人以上の者から見積書を徴さなければならぬ。 なお、予定価格が20万円未満の場合はこの限りでない。
入札参加資格要件の審議又は指名選定から落札者決定までの期間	約40日 (※上記② ⇒ ⑨までの期間)	約20日 (※上記② ⇒ ⑥までの期間)	約5日 (※上記② ⇒ ④までの期間)

～入札参加から工事完了までの流れ(指名競争入札)～

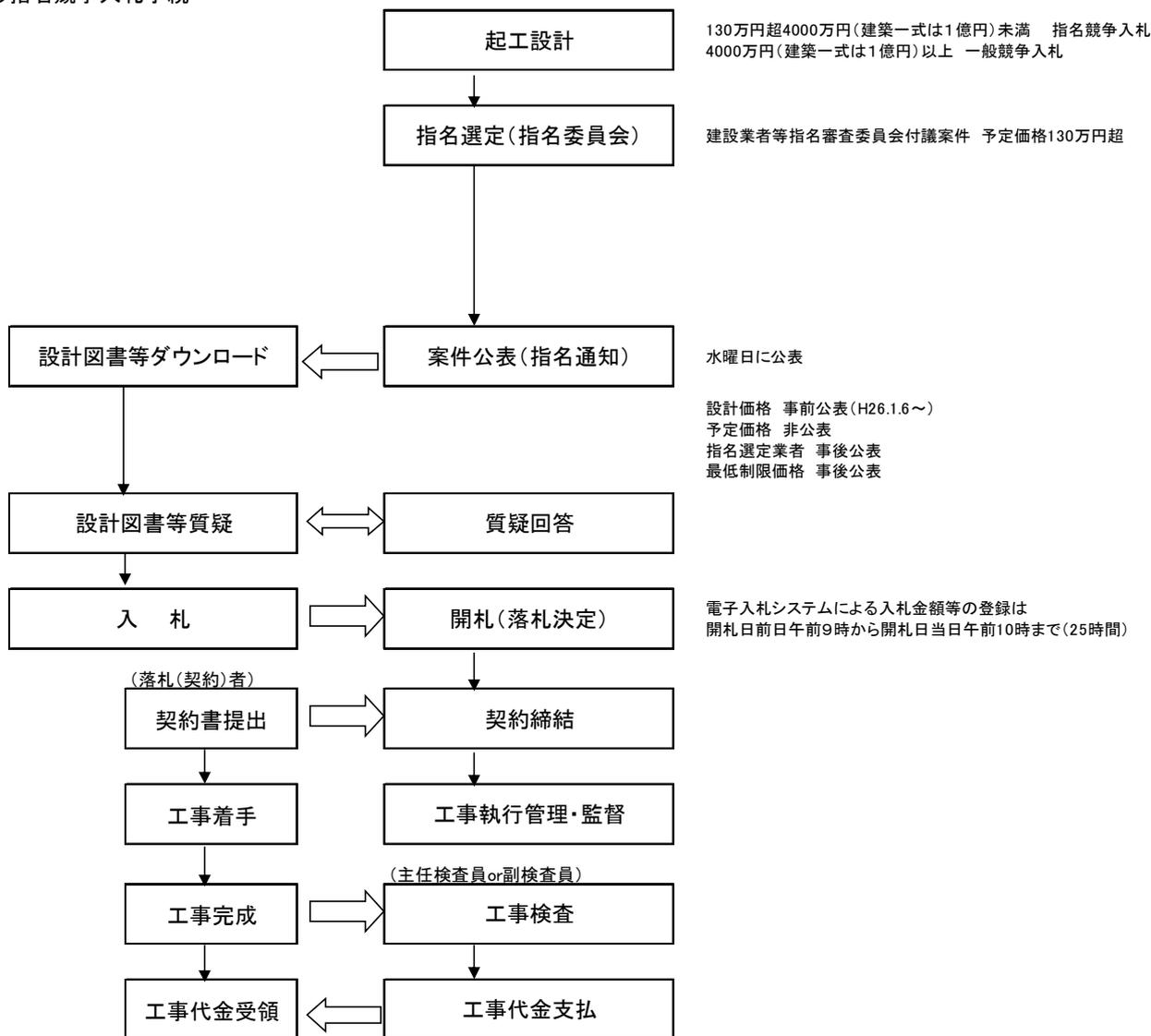
【 業 者 】

【 総 社 市 】

○入札参加資格認定



○指名競争入札手続



◎最低制限価格の算出方法

$$\text{最低制限価格} = \text{設計価格(工事価格)} \times (\text{①基準率} + \text{②変動率})$$

※千円未満の端数を切り捨てた額

○設計価格(工事価格)は次の4項目からなる

$$\text{設計価格} = \left\{ \begin{array}{l} \text{直接工事費} \\ \text{共通仮設費} \\ \text{現場管理費} \\ \text{一般管理費} \end{array} \right.$$

①基準率

$$\frac{\text{直接工事費} \times 0.95 + \text{共通仮設費} \times 0.90 + \text{現場管理費} \times 0.80 + \text{一般管理費} \times 0.30}{\text{設計価格}}$$

②変動率…電子入札システムにより、電子くじを使用して「変動率」を決定します。

- 1.入札参加業者が登録した000から999までの任意の3桁の数字を「くじ番号」
- 2.入札金額が登録された時刻のミリ秒の3桁の数字を「到着ミリ秒」
- 3.«くじ番号」と「到着ミリ秒」の和を「決定くじ番号」とする。
- 4.入札参加者の「決定くじ番号」の和の十の位の数字を「X」、一の位の数字を「Y」、百の位の数字が0又は偶数の場合は「Z=-1」とし、奇数の場合は「Z=1」とし、次の計算式に代入して変動率を算定する。

$$\text{変動率} = \frac{(0.004 \times X + 0.0004 \times Y) \times Z}{\text{設計価格}}$$

<例> 設計価格=1,000万円, 基準率=0.8000 という前提

[変動率の決定方法]入札参加者が下記A社～E社の5社

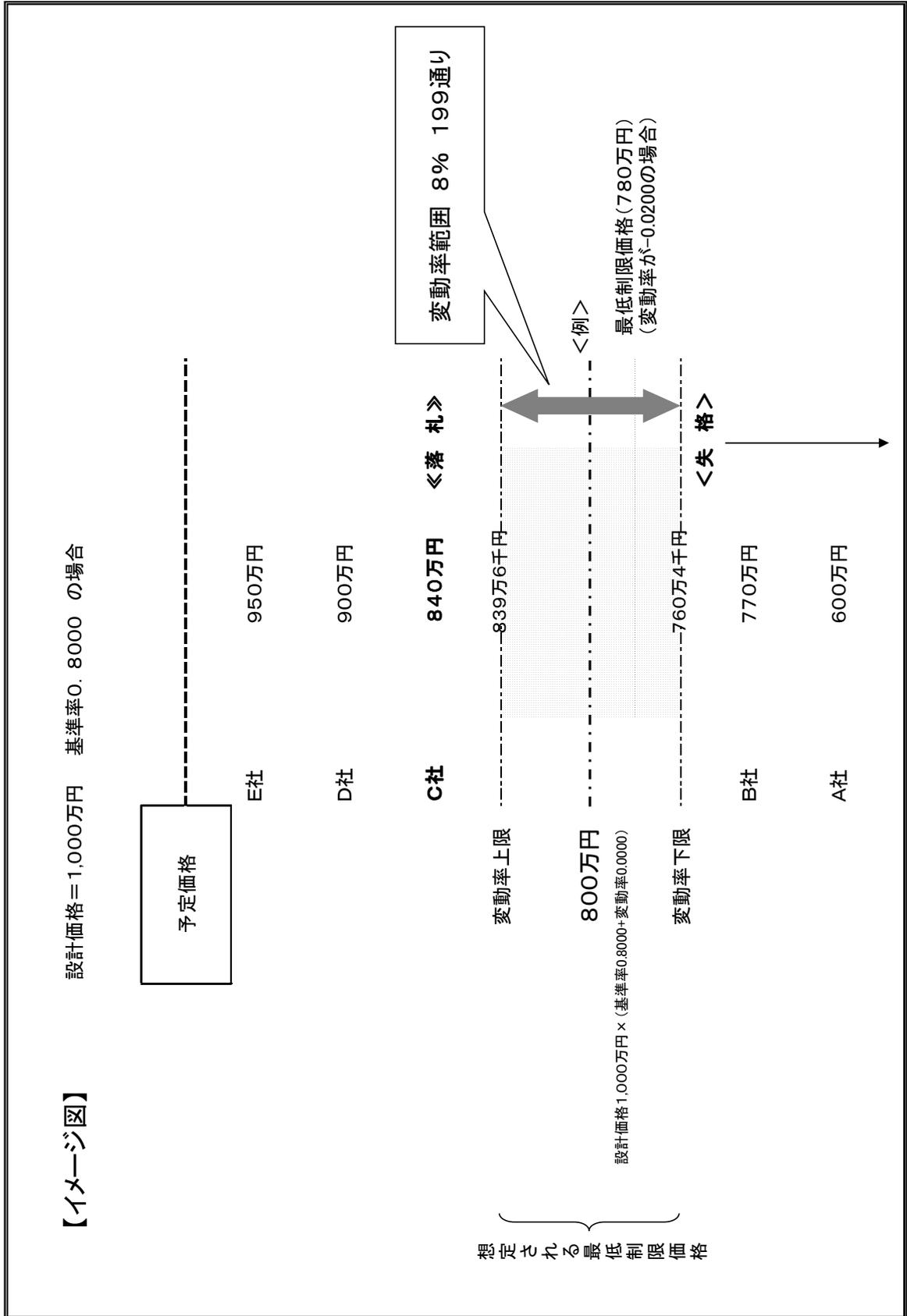
業者名	入札金額	くじ番号	到着ミリ秒	決定くじ番号	
A社	600万円	777	648	425	777+648=1425→425
B社	770万円	205	813	018	205+813=1018→018
C社	840万円	123	039	162	123+039=162
D社	900万円	555	475	030	555+475=1030→030
E社	950万円	333	282	615	333+282=615

決定くじ番号の和は **1250**。すなわち「X=5」, 「Y=0」, 百の位が偶数なので「Z=-1」

$$\text{変動率} = -0.0200$$

$$\text{最低制限価格} = 1,000 \text{万円} \times \{0.8000 + (-0.0200)\} = 780 \text{万円}$$

設計価格 基準率 変動率



県下各市 入札・契約事務に係る制度等調査結果

市名	競争入札に付する要件		随意契約	最低制限価格算定式	設計価格等の公表状況			総合評価方式			競争入札平均落札率(1924年度)	指名
	一般	指名			設計価格	予定価格	最低制限価格	導入状況	導入実績(1924年度)	適用要件		
A市 ※建設工事のうち、土木工事に ついてのみ	予定価格250万円超	行っていない	地方自治法施行令167条の2	H25年5月中央公営連モデル	H25年5月中央公営連モデル	H25年5月中央公営連モデルに準拠	事後公表	H20年試行導入済	2件	予定価格1億5000万円以上	85.47%	-
B市	設計金額が1,000万円以上	一般競争及び随意契約を除くすべての工事(※本市では設計金額の大小に関わらず原則として競争入札に付しています)	地方自治法施行令第167条の2第1項に該当する場合。 ※第1号の規定により随意契約によること ※工事又は製造の請負 130万円以内 ※物件の買入れ 40万円以内 ※財産の売却 30万円以内 ※物件の貸付け 30万円以内 ※上記以外のもの 50万円以内	独自モデル (予定価格2億円未満の工事は23年4月中央公営連モデルに準拠) ※算定式は別添のとおり	独自モデル (予定価格2億円未満の工事は23年4月中央公営連モデルに準拠) ※算定式は別添のとおり	独自モデル (H23年4月中央公営連モデルに準拠) ※算定式は別添のとおり	事後公表 事前公表 (随意契約を除く)	H23年試行導入済	3件	予定価格1億5000万円以上	82.66% ※土木一式工事 85.22% ※土木一式工事	-
C市	土木一式工事、建築一式工事で 予定価格が4,000万円 以上のもの	設計金額が100万円超	※契約の性質・目的が競争入札に適さない契約 ※金額要件のみの場合、予定価格が 工事 100万円 財産の買入れ 80万円 物件の買入れ 40万円 物件の売却 40万円 その他上記以外を 30万円 を超えない契約	独自モデル	独自モデル	独自モデル	事後公表 事後競争入札; 事後公表 指名競争入札; 事前公表 随意契約; 非公表	未導入	0件	-	81.0%	85.9%
D市	設計金額0.65万円以上(建設工事) 設計金額1,000万円以上(建設コンサル)	設計金額130万円以上3,000万円未満(建設工事) 設計金額50万円以上1,000万円未満(建設コンサル)	※契約の性質・目的が競争入札に適さない契約 ※金額要件のみの場合、予定価格が 工事又は製造の請負 130万円 財産の買入れ 80万円 物件の買入れ 40万円 物件の売却 30万円 その他上記以外を 50万円 を超えない契約	制度未導入	制度未導入	独自モデル (算定式非公表) 電子入札で行う一般競争入札のみ計算式を公表	事前公表 開示請求があった場合のみ公表	H21年試行導入済	0件	設計金額1,000万円超	90.44%	87.22%
E市	土木一式工事及び建築一式工事のうち、1件の予定価格(消費税額及び地方消費税額を含む)が1,000万円以上の工事	予定価格が100万円以上の工事(土木、建築工事は1,000万円未満)	※契約の性質・目的が競争入札に適さない契約 ※金額要件のみの場合、予定価格が 工事又は製造の請負 100万円 財産の買入れ 80万円 物件の買入れ 40万円 物件の売却 30万円 その他上記以外を 50万円 を超えない契約	中央公営連モデル	中央公営連モデル	制度未導入	事前公表 非公表	H22年試行導入済	なし	指名審議会(金額)で審議(金額基準設定なし)	94.50%	92.39%
F市	未導入	設計金額が70万円超	※契約の性質・目的が競争入札に適さない契約 ※金額要件のみの場合、予定価格が 工事又は製造の請負 70万円 財産の買入れ 50万円 物件の買入れ 40万円 物件の売却 30万円 その他上記以外を 30万円(役後)を超えない契約	非公表	非公表	独自モデル (算定式非公表)	事後公表 非公表	H20年試行導入済	0	金額基準設定なし	-	86.3% (建設工事・測量コンサルダウン Tの分)

市名	競争入札に付する要件		随意契約	低入札価格 認可制度 基準価格	最低制限 価格算定式	設計価格等の公表状況		総合評価方式			競争入札 平均落札率 (H24年度)	
	一般	指名				設計価格	予定価格	最低制限 価格	導入状況	導入実績 (H24年度)	適用要件	一般
G市	設計金額が 24億3,000万円以上	設計金額が 工事130万円以上 委託50万円以上 物品80万円以上	※契約の性質・目的が競争入札に適さない ※金額要件のみの場合、130万円 工事又は製造の請負 財源の借入れ 財源の売払い その他上記以外 を越えない契約	制度未導入	算定方法非公表	非公表	非公表	非公表	制度未導入	-	-	95% (工事) 85% (委託) 85% (物品)
H市	土木工事については設計金額が 3,000万円以上 建設工事については12,000万円 以上、その他市長が特に必要と 認められた工事及び業務	設計金額が 3,000万円以上 （条件付一般 競争入札を除く）	※契約の性質・目的が競争入札に適さない ※金額要件のみの場合、130万円 工事又は製造の請負 財源の借入れ 財源の売払い 物件の買付け その他上記以外 を越えない契約	別表工事 ・総合評価並落札方 式の建設工事	工事：電子くじによる最低制限率 測量・建設コンサル：予定価格の 2/3を下らない範囲で最低制限率 を算定 物件：最低制限価格設定無	入札に付 合致した公 共事業に 係る設計 書について 申込み に基づき 報價供を 行う	工事：事後公表 工事以外：非公表 0件	金額基準 設定なし	H20年試行導入済	86.10%	86.60%	
I市	設計金額（税込） 5,000万円以上の 建設工事	自治令167条による	※契約の性質・目的が競争入札に適さない ※金額要件のみの場合、130万円 工事又は製造の請負 財源の借入れ 財源の売払い 上記以外 を越えない契約	制度未導入	独自モデル （算定式非公表）	非公表	・設計金額税5,500 ・設計金額税5,000 万未満：事前公表	事後公表	未導入	83.68%	86.78%	
J市	設計金額（税込）が1,000万円 以上のうちから 施工条件等を勘案して 市長が選定する建設工事	一般競争入札に該当しない 競争入札（金額基準設定な し）	地方自治法施行令第167条の2第1項に該当 する場合、随意契約によることができる。 地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に 規定する規則で定める額は下記のとおり。 工事又は製造の請負 130万円 財源の借入れ 80万円 財源の売払い 30万円 物件の買付け 30万円 その他上記以外 の契約	H23年4月 中央公取連モデル	H23年4月 中央公取連モデル	非公表	(工事) 事前公表 (工事以外) 非公表	(工事) 事後公表 (工事以外) 設定なし	H23年試行導入済	(工事) 83.54% (物品・役務) 84.25%	(工事) 90.02% (コンサルタン ト) 78.87% (物品・役務) 83.51%	
K市	設計金額が1,000万円以上 (土木一式工事・水道施設工事)	左記及び随契約以外	※契約の性質・目的が競争入札に 適さない契約	制度未導入	独自モデル （算定式非公表）	事後公表	事後公表	事後公表	H22年導入済	85.00%	95.90%	

市名	競争入札に付する要件		随意契約	低入札価格 認定基準 適用価格	最低制限 価格算定式	設計価格等の公表状況			総合評価方式		競争入札 平均差率 (H24年度)	
	一般	指名				設計価格	予定価格	最低制限 価格	導入状況	導入実績 (H24年度)	適用要件	一般
電子入札 実施有無												
L 市	設計金額が4,000万円以上(建築一式工事の場合は8,000万円以上)	設計金額が100万円超4,000万円未満(建築一式工事の場合は100万円超8,000万円未満)	※契約の性質・目的が競争入札に適さない契約 ※金額要件のみの場合、予定価格が工事又は製造の請負 130万円 財産の買入れ 80万円 物件の買入れ 40万円 財産の売却 30万円 物件の貸付け 30万円 その他上記以外を越えない契約	制度未導入	予定価格(消費税及び地方消費税相当額を除いたもの)以下(同じ)×(最低制限価格基準率 $1 - (0.02X + 0.0002Y)$)(X及びYは、0から9の1桁位の要数) 最低制限価格基準率(以下「基準率」という。)は、次の計算式により算定するものとする。 (建築一式工事×0.95+共通仮設費×0.9+設備管理費×0.9)÷(建設工事+設備調査費及び増修費等の委託業務が含まれる場合)にあつては、上記計算式の各項目から当該委託に係る費用を除いた数値を基に算定するものとする。	設計価格 事前公表 非公表	事前公表 事後公表	事後公表	H24年試行導入済	1件	市長が選定するもの	86.09 84.17 (工事のみ)
無												
M 市	最低予定価格が2,000万円以上の工事 設計金額が100万円以上 ・事後審査型制限 ・総合評価型事後審査型 7,000万円以上	設計金額が100万円超4,000万円未満 ・事後審査型制限 ・総合評価型事後審査型 7,000万円以上	※契約の性質・目的が競争入札に適さない契約 ※金額要件のみの場合、設計額(税込)が工事 80万円未満 委託業務 50万円未満	・工事 7,000万円以上 税基予定価格85%未満(千円未満切り上げ) ・業務委託 1,000万円以上 税基予定価格80%未満(千円未満切り上げ)	・工事 7,000万円以上 税基予定価格85%未満(千円未満切り上げ) ・業務委託 1,000万円未満 80.1~85% (白通り)	非公表	事前公表	事前公表	H24年試行導入済	6件	税基予定価格7,000万円以上	
有												
N 市	設計金額5億円以上 (土木工事については4,000万円以上)	入札に付する案件で、一般競争入札でないもの	※地方自治法施行令第167条の2に該当するもの及び、本市契約規則に該当するもの 予定価格が 工事又は製造の請負 130万円 財産の買入れ 80万円 物件の買入れ 40万円 財産の売却 30万円 物件の貸付け 30万円 その他上記以外を越えない契約	予定価格の2/3	独自モデル	非公表	落札決定後 事後公表	落札決定後 事後公表	平成22年度試行導入済	2件	金額基準な 指名委員会 で選定と認 めたもの	9%
有												
総社市	設計金額が4,000万円以上(建築一式工事の場合は1億円以上)	設計金額が130万円超4,000万円未満(建築一式工事の場合は130万円超1億円未満)	※契約の性質・目的が競争入札に適さない契約 ※金額要件のみの場合、予定価格が工事又は製造の請負 130万円 財産の買入れ 80万円 物件の買入れ 40万円 財産の売却 30万円 その他上記以外を越えない契約	H23年4月 中央公取連モデル	H23年4月 中央公取連モデル	事前公表	非公表	事後公表	平成22年度試行導入済	1件	金額基準選定なし	85.59% 86.21%
有												

落札金額と最低制限価格が一致した落札業者別内訳等

▲各年度別の「落札金額＝最低制限価格」の件数の内訳

年度 落札業者	平成23年度	平成24年度	平成25年度 (H25. 11. 20現在)	合計
福笑	3件	6件		9件
A社	2件	6件	1件	9件
B社		4件	1件	5件
C社	1件	2件		3件
D社	2件			2件
E社		2件		2件
F社	2件			2件
G社		1件		1件
H社		1件		1件
I社		1件		1件
J社			1件	1件
K社		1件		1件
L社	1件			1件
M社	1件			1件
N社		1件		1件
O社		1件		1件
合計	12件	26件	3件	41件

※福笑を含む16社

△工種別件数

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	合計
			(H25. 11. 20現在)	
土木	5件	5件	1件	11件
舗装	7件	18件	2件	27件
区画線		3件		3件

職員逮捕後、当局が実施した入札に関する職員聞き取り調査結果について

■ 入札に関して職員に聞き取り調査した結果表

調査項目 調査対象	① 業者から入札について苦情又は入札のあり方について要望、指摘を受けたことがあるか？		② 入札に関して設計金額を聞かれたことがあるか？		③ 業者から食事、遊戯に誘われたことがあるか？		④ 業者から入札等の情報を漏洩している職員がいると聞いたことがあるか？		
	ある	ない	ある	ない	ある	ない	ある	ない	
所属	職員数(人)								
総務部	15	6	9	15	15	15	15	15	
産業部	25	3	22	1	24	25	1	24	
建設部	38	5	33	4	34	38		38	
水道部	30	6	24		30	30	4	26	
合計	108	20	88	5	103	108	5	103	
備考欄	※主な要望、指摘事項 ・指名業者の選定について ・設計金額の積算見直し(増額)について ・最低制限価格の底上げについて ・入札制度の見直しについて 聞かれたことがあるか教えていない								
								業者が「情報が漏れているのではないか」というのを聞いたことがある。	